

平成 29 年度（2017 年度）

公益財団法人小林国際奨学財団外国人留学生奨学生募集要項

（一般奨学金）

1. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生 ~~又たゞ~~ 中国・韓国を除く
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成 29 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下の者 ~~又入学~~ (進学予定の場合は応募時に合格が既に確定している者に限る。)
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学生を受けていない者
(ただし、月額 5 万円以下の奨学生受給は可)
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達が可能である者 (研究内容や将来の目的等を説明できる者)
- (6) 国際理解と国際友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会（年 3 回を予定。うち 1 回は研修旅行）に出席できる者
- (8) 平成 29 年 4 月現在で、在籍する課程の残学期間が 1 年以上ある者

2. 新規募集人員 34 名程度（財団の年間奨学生 55 名）

3. 対象学年

学部学生の場合：平成 29 年（2017 年）4 月現在、3 年次生以上（6 年制学部、5 年次生以上）に在学する者

大学院学生の場合：平成 29 年（2017 年）4 月現在、正規生として在学する者
ただし、所定の必要最少限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

4. 奨学金 学部生 月額 15 万円 大学院生 月額 18 万円

5. 奨額金支給期間

学部学生、大学院学生ともに、支給開始年度から在学課程最終年度まで、すなわち、学部及び修士（博士前期）課程学生は 2 年間、博士（博士後期）課程学生は 3 年間を原則とする。

ただし、学部及び修士課程の最上級年次の奨学生は、原則として 1 年間とするが、上級課程に進学した場合は、それぞれ最長 2 年間及び 3 年間の範囲内で継続が可能。

6. 募集方法

大学を通じて募集する。

7. 応募の手続き

2/23(木) 17:15 時間厳守

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
(2) 履歴書（所定の様式）
(3) 身上書（所定の様式）
(4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
(5) 在留カードの写し（住所、氏名、在留資格の確認）
(6) 成績証明書：直前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等 ~~及び現課程のもの~~
(7) 推薦書（学部長、研究科長又は指導教員による封緘書）
用紙は、A4サイズで1頁

書類係提出

~~※墨の万筆またはボールペンを使用し、日本語・自筆で記入すること。~~

8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定する。

採用決定者については、4月中・下旬、大学及び本人に通知する。

9. 奨励金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨励金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
(2) 休学又は外国へ留学したとき
(3) 在学する大学における学籍を失ったとき
(4) 学則により処分を受けたとき
(5) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
(6) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
(7) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
(8) 妊娠、出産等で学業が一時継続できなくなると判断されるとき
(9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
(10) 本財団又は本財団の支援企業（者）の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
(11) その他留学生としての資格を失ったとき

10. 報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11. 注意事項

この要項に記載してある事項について不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。

—奨学金申請時の心得について—

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2016.02.03

1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、自分が条件に合っているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。(認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります)
- ・他の財団に大学推薦されている場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。
(ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます)
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合は交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回のものを流用せず新たに願書を作成してください。
 - ・消えるボールペン(フリクション)は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。
(消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません)
 - ・なるべく修正液(テープ)や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
 - ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
 - ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
 - ・相手方に失礼のないよう、少なくとも記入欄の5~8割(文字数指定がある場合は7~8割)は記入するようにしてください。
 - ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし(数字なら0)」等と記入して下さい。
- ※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からぬことがあった場合には指導教員または所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。その際は必ず所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・申請に必要な書類に不足はないか、提出の前に必ず確認してください。特に過去の成績証明書の不足が多いので注意して下さい。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給を希望し採用された場合は、必ずその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。